

鋼 船 規 則

S 編

危険化学品ばら積船

鋼船規則 S 編

2010 年 第 1 回 一部改正

2010 年 4 月 15 日 規則 第 13 号

2010 年 2 月 5 日 技術委員会 審議

2010 年 2 月 23 日 理事会 承認

2010 年 4 月 5 日 国土交通大臣 認可

ClassNK

財団法人 日本海事協会

2010 年 4 月 15 日 規則第 13 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

S 編 危険化学品ばら積船

11 章 防火及び消火

11.1 一般（IBC コード 11.1 関連）

11.1.3 を次のように改める。

11.1.3 引火点が 61℃を超える貨物のみを運送する船舶に対する要件

引火点が 61℃を超える貨物（表 S17.1 の最低要件一覧表の i 欄に yes が記載してあるもの）の運送のみに従事する船舶は、本章の規定にかえて ~~R 編の引火点が 61℃を超える貨物の運送のみに従事するタンカーに対する防火及び消火に関する 1.2.3-2. の規定を適用して差し支えない。~~

附 則

1. この規則は、2010 年 4 月 15 日から施行する。